

1. 電子海図

- (1) 政府から認められた水路機関が発行する航海用電子海図(ENC)で、IHO 基準に合致したデータベースにより作成された海図であること。
- (2) 船舶が就航する海域のすべてにわたる ENC を備えること。
適切な ENC がない場合や沿岸国から沿岸の海図の要求がある場合は、ラスター海図又は紙海図を準備すること。
- (3) ENC のすべての情報を ECDIS の画面に表示できること。
2017 年 9 月 1 日以降、一部の IHO 基準が以下の通り改定される。

内容	改定前	改定後
Specifications for Chart content and display aspects of ECDIS	S-52 Ed.6.0	S-52 Ed.6.1.0
Presentation Library (PL) (Annex A to S-52)	Ed.3.4	Ed.4.0
Test Data Sets	S-64 Ed.2.0.0	S-64 Ed.3.0

- (4) ENC の管理・更新は、管理会社から ISM Code に従って船に指示されること。
- (5) 最新の ENC 情報は、IHO の web site から入手できる。